

祝部小考

一 はじめに

祝部に関しては、これまで様々な研究がなされてきた。⁽¹⁾

祝部のうち、例えば「祝」は令によって規定された職である。

「祝」の成立には、奉斎集団としての性格が関与してくるであろうが、律令制定以後、朝廷が「祝」に関する官符などを出す場合、その氏族的な性格には触れていない。「祝」の成立・実態を考えた場合、その性格は杓子定規に考えることはできないであろうが、朝廷によって規定される「祝」の性格は、杓子定規的な見方で問題ないと思われる。「祝」についての考察では、成立論・実態論・規定論と、それぞれに区分した見方が必要であり、朝廷が「祝」をどのように位置付けようとしたかを考察する場合、その奉斎集団としての性格は、それほど考慮しなくても良いと思われる。

そして祝部の中でも、「神宮司」「神主」「祢宜」「祝」などの性格がどのようなものであったかも、それぞれに考察せねばならない。そこで、この稿では、特に「神宮司」と「神主」の性格の違いにつ

いて論じてみたいと思う。

二 弘仁年間以前の「神宮司」と「神主」の性格

それではまず、「神宮司」が律令制の中でどのように位置付けられていったのか、史料を検証しながら考えてみたい。

【史料2-1】

始置^ニ越前国氣比神宮司^一。准^ニ従八位官^一。(『続日本紀』宝龜七年九月庚午(十六日)条)

【史料2-1】では、「氣比神宮司」に官位相当制が適応されたことが示されている。⁽³⁾

【史料2-2】

勅。掃^レ社敬^レ神。銷^レ禍致^レ福。今聞。神宮司等。一任終身。侮黷不敬。崇咎屢臻。宜^下天下諸国神宮司。神主。神長等。扱^ニ

氏中清慎者一補之。六年相替上。(『類聚国史』「神宮司」延暦十七年正月乙巳(十四日)条)

【史料2-2】によって、「神宮司・神主・神長」は、終身制の職であったものが、六年毎に交替されるそれに改定された。また、

【史料2-2】では、「神宮司・神主・神長」は、補任される氏族が基本的に定まっている譜第の職であったことが分かる。つまり【史料2-2】は、「神宮司・神主・神長」が、延暦十七年以前は、終身・譜第の職であったものが、延暦十七年以降、六年毎に交替される譜第の職へと変化したことを示しているのである。

「神宮司・神主・神長」は、所謂、官位相当制によって任命される職ではないので、厳密には官職ではないし、補任されても、それによって官人となるわけでもない。その点では「弥宜・祝」も同様であるのだが、「祝」は「職員令」に規定があり、その性格は律令制下の職としてすでに定められ、位置付けられている。一方、「神宮司・神主・神長」は、令に明確な規定が無く、律令制下の職としての性格と、氏族の私的なそれとが混在しており、その性格や位置付けは、曖昧なものであったと考えられる。

【史料2-3】

勅。承前之例。諸神宮司。准長上官。四考為限。自今以後。宜改准三番上之例。(『類聚国史』「神宮司」延暦十七年四月己未(九日)条)

【史料2-3】では、「神宮司」の考が、四考から六考に改定されている。「准長上官」から「准番上之例」に改められているのであるが、これをもって、「神宮司」の地位が低下したとする説がある。しかしながら、同じ年に出された【史料2-2】で、「神宮司」は六年毎に交替することが定められており、このために、考も「四」考から「六」考に改められたと考えるほうが妥当ではないだろうか。(4)【史料2-3】の「准長上官」と「准番上之例」という記述は、「神宮司」の地位が、長上官に准じる、または、番上の例に准じることを示しているのではなく、「一般には、四考は長上官、六考は番上である」ことを示しているに過ぎないと考えられる。つまり【史料2-3】は、【史料2-2】で六年交替に改められた「神宮司」の考を、現状に沿うように、四考から六考に改めたのである。「神宮司」の地位を低下させる意図のものではないと考えられるのである。

【史料2-4】

太政官符

神主遭喪解任服闋復任事

右檢三案内一太政官去延暦十九年十二月廿二日下ニ神祇官一符備。諸国神宮司等。並限以三六年一補替之事。先立レ例訖。右大臣宣。件神宮司未ニ滿ニ限年一。若有ニ服解一不レ得ニ補替一。仍令ニ神主并祝等一行ト事。服闋之日復任滿ニ限者。今右大臣宣。奉レ勅。神主服限年一同ニ宮司一。服闋復任豈可レ異レ例。自今以後宜ニ同復任一。又或社有レ任ニ神長一。事乖ニ通例一。

其有_二官符一任_二神長一者。宜_三改為_二神主_一。

大同二年八月十一日（類聚三代格）

【史料2—4】の傍線（1）によると、「神宮司」が服喪の時には、「神主・祝」が「神宮司」の職掌を代行することが示されている。また「神宮司」は、服解しても、限年に満たなければ交替されず、服闋して復任できたことも分かる。服闋については、【史料2—5】を用いて考察したい。

【史料2—5】

多治比子姉卒。參議大_二中臣諸魚母也。先是。諸魚進_二家譜一云。中_二臣朝臣任_二神祇伯一者。是天照大神神主也。累世相承。遭_レ喪不_レ解者。勅。雖_レ不_レ躬_二喪紀一。不可_レ供_二神事一。宜_レ令_レ修_二其服一。（『日本紀略』延暦十一年閏十一月乙酉（四日）条）

【史料2—5】を見ると、神祇伯でも、喪に遭ったならば、服喪を義務付けられている。大_二中臣諸魚の主張では、「中臣朝臣」は「天照大神神主」であるから喪に遭っても服解されないとある。これは、服喪は神祇と関係がない儀礼だと主張していると解釈できるのであるが、勅ではその主張を退けている。これは、服喪は、律令制下の職においては、もはや義務であったことが理由であったと考えられるのである。

【史料2—4】と【史料2—5】を考え合わせると、服喪は、律

令制においては儀礼上の義務とされ、それが持つ宗教性は希薄であったと推測できる。また、服喪が律令制において義務であるならば、その義務が課せられている職は、ある程度、律令制下の職と見なされていると考えられ、「神宮司」もそれにあてはまると思われる。

【史料2—6】

制。常陸国鹿嶋神社。越前国気比神社。能登国気多神社。豊前国八幡神社等宮司。人懷_二競望一。各称_二譜第一。自今以後。神祇官檢_二旧記一。常簡_二氏中堪_レ事者一。擬補申_レ官。（『日本後紀』延暦二十三年六月丙辰（十三日）条）

【史料2—6】では、「常陸国鹿嶋神社」「越前国気比神社」「能登国気多神社」「豊前国八幡神社」の「宮司」の補任権を、神祇官が掌握すると明確に定めたことが分かる。【史料2—2】にもあるように、「神宮司」は譜第の職であり、これらの神祇の「宮司」も、補任される氏族が定まっていたと考えられる。そして、「神宮司」は神祇官管轄の職であり、国司管轄の「祢宜・祝」とは性格が異なることが言えるであろう。

【史料2—7】

制。越前国気比神。豊前国八幡大菩薩宮司等。遷替之日。准_二国司一與_二解由一。（『日本後紀』大同四年閏二月丁酉（二十一日）条）

【史料2—7】では、氣比神と八幡神の「官司」が「遷替」の日に解由が与えられることが定められている。

以上、【史料2—1】【史料2—2】【史料2—3】【史料2—4】【史料2—6】【史料2—7】を考察すると、「神官司」が、律令制下の職として徐々に整備されていったことが言えるであろう。

次に、「神主」についても、史料を検証しながら考察したい。

【史料2—4】の傍線(2)では、「神主」の服喪の制度が「神官司」と同様に定められたことが分かる。また、ここでは「祝」については触れられていないが、『令集解』「職員令」では、「祝」も「服闋復任」するという解釈がある。この解釈によると、「祝」が服喪の時も、「神官司・神主」と同じく、服解・交替が行われなかったことになる。【史料2—5】から、律令制下の職に対して服喪を義務付けたことを論じたが、これによって、全ての律令制下の職が「服闋復任」を保障されたわけではない。『令集解』「假寧令」職事官遭父母喪解条を見ると、服解が定められているのは「職事官」であり、「自余」は「假」を給えとある。おそらく、「神官司・神主」は「職事官」に含まれ、「祝」は「自余」に含まれると見なされていたのであろう。そのために、【史料2—4】では「祝」の服喪について触れなかったと思われる。「祝」は、服解して服闋復任される職ではなく、服喪の時は「假」を給わる職であったと考えられるのである。このことから、「神官司・神主」と「祝」の性格が異なることが言えるであろう。

また、【史料2—4】の傍線(3)を見ると、「神長」の存在意義

が大同年間には薄れている。この理由としては、「神長」は律令制において、その存在意義が認められなかったためと考えられる。

【史料2—2】によると、もともと「神官司・神主」と「神長」は、同じような性格の職であった。しかし、時代が降るにつれて、「神官司・神主」の職掌は朝廷に認められ、律令制下の職として位置付けられていったのに対し、「神長」の存在意義は認められなかったであろう。

【史料2—8】

令三諸国神社神主。相替之日與三解由。(『日本後紀』弘仁三年十月戊子(三日)条)

【史料2—8】によれば、「神主」が交替の日に、解由を与えることが定められ、この時点で、「神主」は「六年毎に交替される譜第の職」で、「交替の日に解由が与えられる職」と規定されたのである。これは「神官司」の性格と同様であり、「神官司」と「神主」は律令制下において、同じ性格の職として位置付けられていたと考えられる。

以上、【史料2—1】から【史料2—8】を考察すると、もともと「神官司」と「神主」は、律令制下において、性格や位置付けが曖昧な職であったが、徐々に律令制下の職として整えられていったことが分かる。「神祇令」などを見ると、「神主」が律令制下の職として扱われている場合がある。しかし、全ての「神主」がそうであったわけではなく、特定の神社の「神主」が記載されているに過

がないのである。更に、「職員令」にも「神宮司・神主」の規定は存在せず、令制当初から、両者が律令制下の職として位置付けられていたとは言い難いであろう。

三 弘仁年間以後の「神宮司」と「神主」の性格

弘仁年間まで、「神宮司」と「神主」は、同じ性格を有する職として扱われ、整えられてきたことを論じたが、同じ弘仁年間に、大和国で「神主」に関する官符が出される。【史料3—1】所載の弘仁十二年正月四日官符がそれであるが、この三つの官符をそれぞれ検証してみたい。

【史料3—1】

太政官符

一応_レ任_二用神主_二事（以下、①官符）

右太政官弘仁十二年正月四日下_二大和国_一符僞。彼国解僞。

部内名神其社有_レ数。或為_レ農禱_レ歳。或為_レ旱祈_レ雨。至_レ

排_二災害_一。荐有_二徵応_一。一_レ仮令大和。大神。広瀬。龍田。賀

茂。穴師等大神是也。而頃年之間。事乖_二潔齋_一。不祥之徵

間々不_レ息。本_二尋所由_一。贖依_二神主_一。太政官延暦十七年

正月廿四日下_二五畿内諸国_一符僞。奉_レ勅。掃_レ社敬_レ神。銷_レ

禍致_レ福。今神主等。一任終身。侮黷不_レ敬。崇谷_レ慶。宜_レ

自_レ今以後。簡_レ擇彼氏之中潔清廉貞堪_二神主_一者_上補任。限

以_二六年_一相替。秩滿之代点定言_上者。国依_二符旨_一選点言

上。而或点上外被_レ任_二他人_一。愚吏商量事背_二符旨_一。望

請。点上之人一切任用。以尋_二泊酌之信_一。且待_二神聰之声_一者。右大臣宣。奉_レ勅。依_レ請。

一応_レ停_二官人任_二諸社神主_二事（以下、②官符）

右太政官同日下_二同国_一符僞。彼国解僞。有_レ官之輩若兼_二任

神主_一。全直_二本職_一不_レ勞_二神社_一。神社傾覆職此之由。望

請。扱_二抽無官_一任_二神主_一。專事_二祈禱_一。令_レ修_二理神社_一

者。同宣。奉_レ勅。依_レ請。

一応_レ令_二国司_一定_二神主考_二事（以下、③官符）

右太政官同日下_二同国_一符称。得_二彼国解_一僞。称宣祝等考

者。国司勘定。而今至_二于神主_一不_レ隸_二国司_一。因_レ茲任中

功過無_レ由_二檢覈_一。望請。件神主考。国司随_レ状褒貶。以旌_二

善惡_一者。同宣奉_レ勅。依_レ請。

以前撰格起請僞。上件事条遵行有_レ便。伏望。下_二知四畿内及

七道諸国_一者。中納言兼左近衛大将從三位藤原朝臣基經宣。奉_レ

勅。依_レ請。

貞観十年六月廿八日（『類聚三代格』）

まず①官符であるが、これは「神主」に対する官符ではなく、官吏に対する官符である。国司が、特定の氏族の中から「潔清廉貞」で、神主に補任しても問題ない人物を選んで「言上」しても（傍線6）、官吏がそれを無視して、別の人物を「神主」に補任してしまう事例を問題視しているのである（傍線7）。おそらく、国司が「選点言上」しても、その氏族の中で朝廷に出仕する人物が、それ以外の人物を「神主」に補任するように、官吏に頼む例があったも

のと思われる。そのため、この官符によって、国司が「言上」してきた人物を「神主」に補任する規定が再確認されたのである。「神主」の補任権は朝廷にあるのだが、「神主」の補任について、国司の発言力が強化されたものと考えられる。⁽⁵⁾

次に②官符であるが、これは、無官の人物を「神主」に補任し、神事に専念させようと思図した官符である。「無位」ではなく「無官」であり、このことから、神事と公務とを区別し、それぞれに専念させることを意図した官符であることがうかがえよう。⁽⁶⁾

また、この官符により、「神主」は神社修理の義務を負わねばならないことが明確にされた。⁽⁷⁾

②官符は①官符と同様、官吏に対するものである。官職に就いている官人が、「神主」に補任されることを禁止している官符なのである。しかしながら、傍線(8)の部分に注目すると、「神主」の位置付けについても読み取れる。前節で、「神主」が律令制下の職として徐々に定められていったことは述べたが、具体的に、「神主」に課せられる負担について触れた官符は見られなかった。それがこの官符では、「神主」の義務が、具体的に明文化されているのである。「神主」に対して「専事祈禱令修理神社」と定めたことで、「神主」の行う神事が、律令制下のそれであることが明確にされたのである。

つまり、それまでは、「神主」の職掌は「職員令」にも「神祇令」にも規定が無く、「神主」が行う神事は、氏族の私的な性格と律令制に基づく性格とが混ざり合う、曖昧なものであった。例えば、社殿の修理を挙げても、律令制下の職として修理をしているの

か、氏族内の私的な義務として修理をしているのか、それが明確で無かったのである。それが、大和国においては、②官符が出されたことにより、「神主」の職掌の中で、少なくとも「祈禱」と「修理神社」は律令制に基づくものであることが明文化されたのである。

もちろんこれは、「神主」が行う神事から、私的な性格が排除されたことを意味するものではない。例えば、神社において祭祀が執り行われる場合、「神主」は氏神祭祀と律令祭祀とを区別して執り行うようになったと考えられるのである。つまり、「神主」が執り行う祭祀は、もともとは、氏神祭祀の性格と律令祭祀のそれとが混在していたと思われるが、それが、それぞれの祭祀に明確に区別されるようになったと考えられるのである。⁽⁸⁾

②官符の「専事祈禱令修理神社」という記述は、「神主」に対して、律令制に基づく神事を義務化したことを示しており、このことは、「神主」が律令制下の職として位置付けられていると言えるであろう。

次に③官符であるが、この官符は先の①②の官符と異なり、「神主」そのものに対する官符であると考えてよいであろう。もともと国司は、「禰宜・祝」の考は勘定するが、「神主」の考は勘定しないものであった。それが、この③官符によって、褒貶を的確に行い、善悪を旌すために、国司が「神主」の考を勘定することが定められたのである。このことは、「神主」が国司の管轄に位置付けられたことを示していると考えてよいであろう。また、それまでは、「神主」が、任期中の功過を検覈されることはなく、実際には考課は行われていなかったと考えられる。「神主」は、国司の管轄に位置付

けられると共に、律令制下の職としても、依然として整備されているのである。

【史料3—1】所載の弘仁十二年正月四日官符では、大和国においてだけ「神主」が規定されている。大和国のみ理由は、①官符と②官符の中に見ることが出来る。先述したように、国司が、特定の氏族の中から「神主」に補任しても問題ない人物を「選点言上」しても、その氏族内で朝廷に出仕する人物が、それ以外の人物を「神主」に補任するように官吏に頼む事例を問題視している。また、官人が「神主」を兼任することも問題視している。つまり、大和国は、官人の氏神が数多く存在する国であり、そのために、大和国だけに官符が出されたと考えられるのである。

また、大和国には名神が多数有り(傍線4)、さらに傍線(5)にあるように、名神には「神主」が置かれているのが一般的であったと解釈できる。名神は、全国レベルの祈請をする神祇であり、朝廷は、名神の祭祀を掌る「神主」の補任を見直す必要性に迫られていたと考えられる。そして、このことから、名神の祭祀において「神主」が重要な役割を果たしていたことも理解できるであろう。

四 神封に関する「神宮司」と「神主」の関与

【史料2—2】 【史料2—4】 【史料2—8】などを見ると、弘仁年間までは、「神宮司」と「神主」との性格は似たようなものがあり、朝廷もそれを意図していたと考えられる。両者は、律令制下の職として位置付けられる方針がとられていたのである。同じ律令制下の職でも、「祢宜・祝」とは異なり、国司の管轄ではなく、朝

廷管轄の職でもあった。しかしながら、同じ弘仁年間から、大和国では「神主」も「祢宜・祝」と同様に、国司の管理を受ける職になった。弘仁十二年以降、「神宮司」と「神主」の性格は、微妙に異なり始めるのである。このことを、封戸を例にして考えてみたいと思う。

まず「神主」であるが、【史料4—1】によって、「神主」が神封を管理することが禁じられている。

【史料4—1】

太政官符

諸社封物令ニ国司檢校一事

右參議彈正大弼從四位下橘朝臣常主奏狀云。抛令。神戸調庸。及田祖者。並充三造神宮及供神調度。皆国司檢校。申送所司一者。而今所行。一委三神主。不問所須。犯用任意。動欠三祀事。宮社頽落。無意修造。伏望。一委国司。除三造神宮及供神調度之外。輒用者。拘国司解由一者。奉勅。依奏。

天長元年八月廿日(貞観交替式)

【史料4—1】では、「神主」が神封を管理している神社が多かったが、神封は「神主」ではなく国司が檢校する規定が再確認されたのである。

大和国の場合、【史料4—2】の傍線(9)によって、「神主」が神封を管理することが公認されていることが示されているが、【史

料4—1】によって、神封に関する権限は国司に委ねられることになつたのである。

【史料4—2】

太政官符

応下以ニ大社封戸一修_中理小社上事

右撰格所起請儀。太政官去弘仁十三年四月四日下ニ大和国一符儀。得ニ彼国解一儀。檢ニ案内一。太政官去弘仁三年五月三日符儀。有レ封之社。令_下神戸百姓一修造上。無レ封之社。令_下祢宜祝部等ニ永加_中修理上。国司不_レ存ニ檢校一有_レ致ニ破壊一者。遷替之日拘_レ其解由一者。国依ニ符旨一行来尚矣。而今有_レ封神社已有ニ治力一。無_レ封神社全無ニ修料一。仍貧_レ幣祝部無_レ由_レ修_レ社。吏加_レ檢責一各規ニ遁隱一。推_レ其苦跡。誠有_レ所以一。仍檢_レ神苗裔一本枝相分。其祖神則貴而有_レ封。其裔神則微而無_レ封。仮令飛鳥神之裔天太玉。白瀧。賀屋鳴比女神四社。此等類是也。望請。以_レ無_レ封苗裔之神。分_レ付有_レ封始祖之社一。

(9) 則令_三有_レ封神主鎮ニ無_レ封祝部一。然則社有_ニ修掃之勤一。国無_ニ崇答之兆一者。右大臣宣。奉_レ勅。依_レ請者。事施_ニ一國一。遵行有_レ便。伏望。下_ニ知四畿内及七道諸国一者。中納言兼左近衛大将從三位藤原朝臣基經宣。奉_レ勅依_レ請。

貞觀十年六月廿八日(「類聚三代格」)

その一方、「神主」に比べて、「神宮司」の神封に関する発言力は、かなり認められている。

【史料4—3】

太政官符

応_レ令_下国司一出_中納八幡大菩薩宮雜物上事

右得_ニ太宰府解一儀。太政官去延暦十八年十一月五日符儀。府百十戸。宜_レ納_ニ府庫一者。豊前国解儀。神宮司申云。比咩神封六百十戸之物与_ニ大菩薩封物一共納_ニ府庫一。由_レ是春秋祭料無_レ物_レ可用者。所_レ申有_レ美。謹請_ニ処分一者。右大臣宣。奉_レ勅。宜_下府官檢校割_ニ充祭料一。所_レ殘雜物便納_ニ神宮一。仍即府官宮司相共出納上者。府依_ニ符旨一相共出納。而道路稍遠有_レ煩_レ遣_レ使₍₁₀₎。加以檢_レ前例一。神宮当国等司相共檢_ニ掌出納一。望請。准_ニ先例一。付_ニ国与_レ宮共令_ニ出納一。但年终用狀勘録令_レ申。謹請_ニ官裁一者。右大臣宣。奉_レ勅依_レ請。

大同三年七月十六日(「類聚三代格」)

【史料4—3】の傍線(10)では、八幡神と比咩神の封物を、国司と「神宮司」とが「相共」に「出納」することが定められている。

【史料4—4】

太政官符

応_下収_ニ納神庫一充_中用祭料上氣比神宮封租穀事

右得_ニ神祇官解一儀。彼神宮司大中臣安根解儀。檢_ニ案内一。太政官去延暦十二年二月廿七日下午_ニ越前国一符儀。宮司大中臣魚

取解称。封租穀須下勸_レ納神庫。充_中用祭料_上。而国更徴_レ納官庫。充_レ用他色_一。臨_レ彼祭時_一不_レ肯_レ下行_一。度々祭事由_レ其欠怠。望請。勸_レ納神庫。充_レ用祭料_一。謹請_二官裁_一者。右大臣宣。依_レ請者。国依_レ符旨_一行来既尚矣。而去弘仁元年介橋朝臣永継与_二国司_一有_レ所_二相論_一。以_二件租穀_一更納_二官庫_一。而国司無_レ意_二相争_一。專任_二国行_一。自_レ今以後。積習為_レ例充_二用遠郡_一。運漕之間殆過_二祭期_一。神事疎略大概在_レ茲。貢神之物豈可_レ如此。望請。徴_レ納神庫。以_二省_一申請之煩_一者。官檢_二案内_一。件租穀專盡_二神用_一不_レ充_二他色_一。然則納_二於官庫_一還無_二公益_一。納_二於神庫_一尤有_二便宜_一。望請。重仰_二国宰_一。抛_二准旧例_一。徴_レ納神庫。以_二充_一祭料_一。謹請_二官裁_一者。右大臣宣。依_レ請。但至_二于出_一納件物_一。国司_二国司_一相共行_レ之。

元慶八年九月八日(『類聚三代格』)

また、【史料4—4】の傍線(11)では、弘仁元年時点で、越前国の介と「氣比神宮司」とが「相論」しており、元慶八年でも国司と「宮司」とが神封を「相共」に「出納」することが定められている(傍線12)。

「神祇令」では、神税は「皆国司檢校申_二送所司_一」と規定され、弘仁十二年八月二十二日官符「応_レ令_二伊勢大神宮司檢_二納神郡田租_一事_一」でも、「准_二諸神_一国司檢収」とあるように、封租穀を檢校するのは国司である。しかし、【史料4—3】と【史料4—4】によれば、「神宮司」の神封に関する発言力は、国司に匹敵していると言えよう。⁽¹¹⁾

以上のことから、「神宮司」は神祇官の管轄にあり、神封に関する発言力も国司に匹敵するものであったが、「神主」は、弘仁十二年に認められていた神封の権限が、天長元年には否定され、国司に委ねられたことが言えよう。

【史料4—1】で、神封の檢校が国司に委ねられた理由としては次のことが考えられる。

一つ目は、「神宮司」が存在する神社の場合でも、神封を直接管理するのは基本的に国司なのであり、「神主」が置かれた神社もそれに准じるようにしたと考えられる。延暦・大同・弘仁年間を通じて、「神宮司」と「神主」が、同じような神祇政策がなされたことを考えれば、神封に関しても、「神宮司」の存在する神社と同様、管理する主体は「神主」ではなく国司であると再確認されたのである。

二つ目は、先述したように、弘仁年間以降、「神主」の立場が「祇宜・祝」と同様に、国司の管理下に位置付けられるようになったことが考えられる。「神宮司」はその神社の神事については国司に匹敵するような立場にいたが、「神主」はそうではなく、国司管轄という立場に位置付けられるようになり、その結果、神封に関する権限が否定されたのであろう。

【史料4—1】は、以上の二つの理由から出された官符であると考えられる。

五 祝部に対する預把笏の意味

ここまで、「神宮司」と「神主」は律令制下の職として徐々に整

えられたが、その過程において、「神宮司」は神祇官の管轄、「神主」は国司の管轄に位置付けられ始めたことを論じた。それでは、こうした神祇政策の中で、「神主」への預把笏は、どのような意味があるのだろうか。「祢宜・祝」への預把笏とともに、まずは氣比神を例に挙げて考えてみたい。

【史料2-1】 【史料2-6】 【史料2-7】は、「氣比神宮司」が律令制下の職として位置付けられているのと同時に、神祇官管轄の職としても次第に定められていることを示している。しかしその一方で、神封の権限や「祢宜・祝」の補任権などは国司に委ねられていたと思われる。それが、【史料5-1】により、氣比神の事務手続きが、完全に神祇官に「隸」くことになったのである。

【史料5-1】

越前国氣比大神宮雜務。停_レ預_二国司_一。隸_二神祇官_一。（『統日本後紀』承和六年二月戊寅（二十六日）条）

つまり、「氣比大神宮雜務」を神祇官管轄にすることで、神封に関する権限や「祢宜・祝」の補任権なども、神祇官に帰すことになったと考えられるのである。

【史料5-2】

坐_二越前国_一正三位勲一等氣比大神祝祢宜。准_二鹿嶋能登兩大神祝祢宜_一。令_二以把笏_一。（『統日本後紀』承和二年二月戊戌（二十三日）条）

そして、【史料5-1】の四年前に出された【史料5-2】における、氣比神の「祢宜・祝」への預把笏は、氣比神の神事を、国司の管理から神祇官の直接的な管理へ移行させようとする政策の中で規定されたものと考えられるのである。「祢宜・祝」に把笏させることにより、朝廷が、直接その神社の神事に影響力を及ぼそうと意図したと推測できる。

また氣比神の他に、ある程度、このことが顕著に見られるのが賀茂神である。

賀茂神は、奈良時代から朝廷の崇敬を受ける神であった。天応元年という早い時期に「祢宜・祝」に把笏が許され、延暦三年には従二位が奉授されている。朝廷から使者が派遣されて奉幣されることも度々あり、朝廷に強く意識されていた神であると言えるだろう。またその一方で、国司の関与も見られる。

【史料5-3】

詔。賀茂神祭日。自_レ今以後。国司檢校。常為_二年事_一。
和銅四年四月廿日（『類聚三代格』）

【史料5-4】

勅。比年以来。祭_二賀茂神_一之日。会_二集人馬_一。悉皆禁斷。自_レ今以後。任_二意聽_レ祭。但祭礼之庭勿_レ令_二鬪乱_一。
天平十年四月廿二日（『類聚三代格』）

【史料5-3】と【史料5-4】では、賀茂祭を国司が檢校して

いる。しかしながら、天応元年の「祢宜・祝」への預把笏の後、賀茂神の「祝」の補任の記事が見られることから、賀茂神に対するイニシアチブは、朝廷が把握したと考えられるのである。

そして、「祢宜・祝」への預把笏が、国司管轄から神祇官管轄の性格が付与されるものであるならば、「神主」への預把笏も同様であるだろう。「神主」は、もともと「神宮司」と同じく神祇官管轄の職であったが、弘仁年間から、国司管轄の職として位置付けられ始めた。しかし、預把笏により、その性格は神祇官管轄のものに定め置かれたと考えられるのである。

つまり、把笏の意味としては、預把笏された「神主・祢宜・祝」は神祇官管轄の職、預把笏されない「神主・祢宜・祝」は国司管轄のそれという位置付けをするものと考えられる。

六 齊衡三年以降の預把笏の意味

前節で、氣比神と賀茂神の例から、「神主・祢宜・祝」が把笏を許されることにより、その神社の神事は、国司よりも朝廷の影響力が強くなったことを述べたが、把笏が神祇政策として明確に打ち出されるのは齊衡三年である。

【史料6-1】

詔。諸国三位已上名神々主及祢宜祝等。並預把笏。〔日本文徳天皇実録〕齊衡三年四月甲戌（二日）条

【史料6-2】

太政官符

応_三以_レ女為_二祢宜_一事

右撰格所起請傳。太政官去天長二年十二月廿六日符傳。承前之例。諸国小社。或置_レ祝無_二祢宜_一。或祢宜祝並置。旧例紛謬准拠無_レ定。加以或国獨置_二女祝_一永主_三其祭_一。左大臣宣。自今以後。祢宜祝並置社者。以_レ女為_二祢宜_一。但先置者。令_レ終其身_一者。諸国依_レ格遵來年久。而太政官齊衡三年四月二日符傳。得_二神祇官解_一傳。檢_二案内_一。住吉。平岡。鹿嶋。香取等神主并祝祢宜皆是把_二笏_一。自余神社未_レ預_二此例_一。祭祀之日拱_レ手從_レ事。望_レ請。三位已上神社神主并祝祢宜等。同預_二把笏_一以_レ增_二神威_一。謹請_二官裁_一者。右大臣宣。奉_レ勅。入色者依_レ請。白_レ者不_レ在_二此限_一者。如_レ今諸国神社其數巨多。国司偏_レ称_二靈驗_一。請_レ增_二爵位_一。二三年間或叙_二三位以上_一。因_レ茲諸国雜色人等。皆補_二祢宜祝_一莫_レ非_二把笏_一。差使乏_レ人職此之由。熟尋_二物情_一。諸社有_レ祝專主_三祭事_一。至_三于祢宜_一有_レ職無_レ務。伏望。除_二非先置社_一之外。新叙三位已上神社祢宜。依_二天長二年十一月廿六日符_一。停_二把笏_一以_レ女補任。然則於_レ公有_レ益。於_レ社無_レ損者。中納言兼左近衛大將從三位藤原朝臣基經宣。奉_レ勅。依_レ請。

貞觀十年六月廿八日（類聚三代格）

【史料6-1】によれば、三位以上の名神の「神主・祢宜・祝」は把笏が許されているのだが、これは、神階・名神・把笏といった、個々の神祇政策を融合させようとするものであり、始めて神階

に、階位が本来持つ官位相当的な要素が付加されたと考えられる。名神であれば、神階が三位以上で把笏が許されるということではなく、名神の中から三位以上の神祇を選び、その「神主・祓宜・祝」に把笏させることによって、その神祇を朝廷の直接の信仰対象とし、管轄下に置くことを意図したと考えられるのである。

この融合政策の背景としては、神祇政策において、国司の権限が拡大する一方で、朝廷によって直接把握される神社が選ばれ始めたことが考えられるのであるが、このことについて少し稿を割きたい。

律令成立以後から斉衡三年まで、神社の性格は徐々に分化してきたと思われる。その段階を、とりあえず三つの段階に分けてみたい。

まず、最初の段階であるが、これは官社と非官社⁽¹⁶⁾とに区別された段階である。

第二段階では、官社が名神と官社とに分けられた。名神は、全国規模の祈請の神祇、官社は一国単位の祈請の神祇とされたのである。⁽¹⁷⁾

第三段階は、名神が三位以上とそれ以外に分けられた段階である。先述したように、神階が三位以上の名神は、把笏が許され、朝廷管轄の神祇になったと考えられる。

簡単な分類をすると、(表1)(図1)のようになる。⁽¹⁸⁾

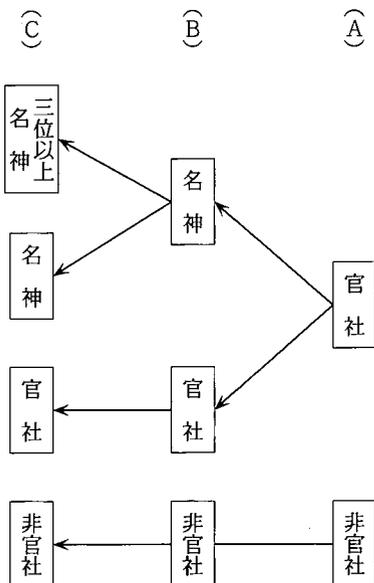
こうした分化が進んだ理由としては、律令制度が現状に沿うかたちで整備されていく中で、神祇に関する情報量も増大し、(A)の枠では収まりきれなくなり、複雑に性格が分化したところに一因があると思われる。

そして、神社に関する情報量は時代が降るにつれて増大し、それにともない、神祇に関する国司の権限や責務も増大していったと考えられる。神祇は一国単位で把握されるようになり、「朝廷—国司—神祇」というシステムが整備されつつあったのである。しかし、このシステムが整備される中で、「朝廷—神祇」という、朝廷が直接携わる神祇を選出しようとする意図が生じ、その意図により

表1

(A)	第一段階	官社・非官社
(B)	第二段階	名神・官社・非官社
(C)	第三段階	三位以上名神・名神・官社・非官社

図1



出されたのが【史料6-1】であったと考えられるのである。⁽²⁰⁾
 そしてこれにより、朝廷は(表2)のような神祇の構造を意図したと推測できる。

表2

(い)	三位以上名神	朝廷から使者が派遣され祈請を受ける 国司から祈請を受ける(全国規模) 在地・氏神祭祀
(は)	名神	国司から祈請を受ける(全国規模) 在地・氏神祭祀
(ろ)	官社	国司から祈請を受ける(一国規模) 在地・氏神祭祀
(に)	非官社	在地・氏神祭祀

(い)については、賀茂神を具体例として次のように考察できる。

【史料6-3】

以_二頗_一飽瘡染行。人民疫死_一故。停_二賀茂祭_一。遣_下侍從從五位上嶋江王。神祇大祐從七位上忌部宿祢高善等_一向_二社下_一。申_上謝事由_上。但山城国司齋供如_レ常。(『日本文徳天皇実録』仁寿三年四月乙酉(二十五日)条)

【史料6-4】

以_レ有_二穢事_一。停_二賀茂祭_一。但山城国司齋供如_レ常。(『日本文徳天皇実録』斉衡元年四月癸酉(十九日)条)

【史料6-3】と【史料6-4】では、穢れが発生すると、朝廷からの使者の派遣は止められ、賀茂祭も停止されている。しかしながら、山城国司は「常の如く」に「齋供」させられているのである。

つまり、朝廷が賀茂神に対して祭祀を執り行うと同時に、⁽²²⁾国司も賀茂神に対して祭祀を執り行っているものであり、朝廷から直接奉幣される神祇の祭祀と、官社に対する国司の祭祀という二つの性格の祭祀が、賀茂神に対して執り行われているのである。賀茂祭は特別な祭りと考えられ、単純に敷衍させることはできないが、三位以上の名神に対しては、国司が執り行う祭祀の他に、朝廷から使者が派遣される祭祀も執り行われていたと考えられる。

【史料6-1】により、朝廷は(表2)を指したわけだが、結論を先に述べると、この朝廷の意図は失敗する。その事実は、【史料6-2】に明確である。失敗の原因としては、傍線(14)にあるように、神階奉授を国司の奏上に委ねたのが一因であると思われる。神階奉授の形態は、国司が言上し、朝廷が神階を奉授するものであったようだが、申請されたものは、ほとんどそのまま通るのが実情であったと考えられる。

また、【史料6-1】では、「三位已上名神」とあるが、【史料6-2】の傍線(13)を見ると、実際は「名神」の語は無視され、

「三位已上」の語だけがクローズアップされ、把笏が許されていたと思われる。²³⁾

「神主」は、全ての神社に設置されているわけではないため、「祢宜・祝」のような、把笏による弊害はなく、そのため、【史料6-2】の傍線(14)では触れられていないと思われる。「神主」設置の権限は朝廷にあり、国司が勝手に置いてよいものではなかった。大和国では、「神主」は律令制下の職とされ、また、「祢宜・祝」と同じような位置付けとなっているが、設置の権限はあくまで朝廷がもっているのである。その性格の違いにより、記載の有無が生じたと考えられる。

【史料6-1】は、三位以上の名神を選定する政策自体に問題があったわけではない。この政策が国司の意識に浸透しておらず、三位以上の神祇が増えずにしまったのが失敗の原因なのである。朝廷の意図と、国司のそれに齟齬が生じた一例であると言えよう。

しかしながら、このような失敗にもかかわらず、貞観十年以降も、神祇において国司の権限を拡大する方針は変わらなかったと思われる。

【史料6-5】

太政官符

応三年一進三諸神祝部氏人帳一事

右得三伊予国解一符。檢三案内一。太政官去貞観十年九月十四日下三当道諸国一符。貞観八年四月十一日符。去年五月廿五日符。右大臣宣。諸社祝部。停補三白丁一。扱下八位以上及

六十以上人堪三祭事一者上令補之。自今以後立為三恒例一。但先是置者令終三其身一者。今諸国所行。專忘三本符一。

¹⁵⁾ 偏称三氏人并神戸一悉擬三補課一。論三之政途一。事乖三公平一。大納言正三位藤原朝臣氏宗宣。雖三是氏人并神戸百姓一。而先盡三八位已上及六十已上堪三事者一。若無三其人一乃擬三年少一。但至三称三氏人一無三謬実一。仍須三神主祢宜祝部等氏。每三社令三勘三申細由一。国司覆檢造三帳申送。永備三計会上者。国隨三符旨一。六位以上社祝部氏人帳。每三年勘造附三朝集使一進三官。今件帳期限無三程。煩三頻勘造一。尋三其勘扱一於三公無三益。望請。官裁准三郡司譜圖一。一紀一進以備三勘会一。謹請三官裁一者。從三元位行大納言兼左近衛大将源朝臣多宣。奉三勅。宣三年一進一。諸国准三此。

元慶五年三月廿六日(類聚三代格)

【史料6-5】の傍線(17)では、国司は、神階が六位以上の神社の祝部氏人帳を「勘造」し「官」に「進」らねばならないとしている。

【史料6-6】

太政官符

応国内諸神不レ論三有位無位一叙三正六位上上事

右太政官去年十二月廿八日下三五畿内七道諸国一符。右大臣宣。奉三勅。特有三所思。天下大小諸神。或本預三官社一。或未レ載三公簿一。有位更增三一階一。無位新叙三六位一。唯大社

并名神雖云無位一奉授ニ從五位下一者、而今推量。六位之中其階有レ四。至三于奉行一必庶レ有レ疑。宜下除レ奉授ニ從五位一之外。不レ論ニ有位無位一共叙正六位上上。

嘉祥四年正月廿七日〔類聚三代格〕

【史料6—6】により、建前上、官社・非官社の別なく正六位上が奉授された。これは、神祇において、律令制が全国的に浸透したことを示しているのであるが、【史料6—5】により、国司の責務が、官社だけでなく、非官社にまで拡大したのである。【史料6—2】では、政策の失敗の原因を国司に求めているが、それは、名神から特定の神社を選出するという政策の失敗であり、祝部に関する政策では、国司の権限を拡大させる方針が、依然としてとられたのである。

【史料6—5】は、神祇において、全国的な律令制の浸透と、国司に権限を委任する動きとの並存が、明確に見られる時期の史料と考えられる。

七 おわりに

令制当初、「神宮司」と「神主」は、律令制的性格と氏族の私的な性格とが混ざり合い、さらに、令にも規定がない職であった。そして両者は、徐々に、律令制下の職として位置付けられていった。しかし、弘仁年間以降、「神宮司」と「神主」の性格は微妙に変化する。前者がそれまで通り神祇官管轄の職とされたのに対し、後者は国司管轄の職とされるようになったのである。

これにより、「神主」は「祢宜・祝」と同じような位置付けとされたわけだが、「神主」と「祢宜・祝」との間にも性格の違いがある。後者は国司が補任権を持ち、基本的にその氏族的な性格は認められないのに対し、前者は朝廷に設置の権限があり、氏族的な性格が考慮される職だったのである。

神祇は国司に委ねられる方針がとられたが、その中で朝廷は、国司に全てを委ねず、直接神事に関与できる神祇を選出するようになる。まずその意図が見られるのが把笏である。預把笏により、その神祇は、国司の管轄から朝廷の管轄へと、その比重を増したと考えられる。そして斉衡三年四月二日官符によって、朝廷は、三位以上の名神を「神事に関与できる神祇」として選出しようと思図したと思われる。

結局、この政策は、朝廷の意識と国司のそれとの間に齟齬が生じたために失敗するが、このような失敗にもかかわらず、神祇を国司に委ねる方針は、貞観十年以降も続いていくのである。

以上、拙い論になってしまったが、この稿では「神宮司」と「神主」の性格が異なっていく背景について触れることができなかった。今後の課題としたい。

註

(1) 【史料註—1】

問。神祇令云。仲冬上卯相嘗祭。義云。大倭。住吉云々等也。神主各受ニ官幣帛ニ而祭之。衛禁律云。神部不レ賞減ニ等一。監神亦減ニ等一。物記云。祢宜。破布里。是神部也。神主是為レ監神一。仮於ニ多社一者多朝臣者。今案ニ此等文一。可有ニ祢宜。神主一。

唯_レ「祝一色」。若_レ約_二「祝部之句一哉。〔令集解〕「職員令」神祇官(条)

【史料註一】を見ると、「祝部」の語に、「神主・祢宜・祝」が集約されているのではないかという解釈がなされている。

【史料註一2】

群臣相謂之曰。随_二村々祝部所教_一。或殺_二牛馬_一祭_二諸社神_一。或頻移_二市。或禱_二河伯_一。既無_二所効_一。蘇我大臣報曰。可_レ於_二寺寺_一。輒_レ誦大乘經典_上。悔_レ過如_二仏所説_一。敬而祈_二雨_一。(『日本書紀』皇極天皇元年七月戊寅条)

【史料註一2】を見ると、この「祝部」が、律令制下の職としての「祝」とイコールとは考えられない。ここでの「祝部」とは、いわゆる「祝」ではなく、「神祭りをする人」という意味であると考えられる。諸社に属するのではなく、「村々」に属していることから、この「祝部」が、「神祇令」で規定されている「祝」とは異なる存在のものと言えらるだろう。

【史料註一3】

出雲国造從六位上出雲臣広嶋齋事畢。献_二神社劍鏡并白馬鶴等_一。広嶋并祝二人並進_二位二階_一。賜_二広嶋絶甘尾_一。綿五十屯。布六十端_一。自余祝部一百九十四人祿各有_二差_一。(『続日本紀』神龜三年二月辛亥(二日)条)

また、奈良時代に入り、【史料註一3】では、「祝」と「祝部」の両方の語が出てくることが分かる。「祝」と「祝部」という表記の違いだけでも考えられるが、両者の間に格差があることを考えると、別の性

格の職と考えた方が妥当であろう。この場合の「祝部」は、「神事に携わる者」の総称と解釈するのが自然であると思われる。

以上のことから、六国史において「祝部」の語が出てきた場合、律令制の「祝」である場合と、「神主・祢宜・祝」などの総称、または「神事に携わる者」の総称である場合とが考えられるため、注意が必要なのである。

(2) 林陸朗「上代神職制度の一考察」(『神道学』29、昭和三十六年)。梅田義彦「神祇制度史の基礎的研究」(吉川弘文館、昭和三十九年)。杉崎美智子「祝に関する一試論」(『史紳』19、昭和五十年)。熊谷保孝

「律令制下の神職制度」(『日本古代の神祇と政治』、日東館出版、昭和五十二年)。同「律令国家と神祇」(第一書房、昭和五十七年)。西宮秀紀「神祇官成立の一側面」(『続日本紀研究』197、昭和五十三年)。同「律令国家に於ける神祇職」(『日本史研究』270、昭和六十年)。高嶋弘志「律令神祇祭祀と神主の成立」(『北大史学』21、昭和五十六年)。中村英重「神主の形態と氏神・氏上」(『駿台史学』75、平成元年)。大関邦男「律令制と神職」(『日本古代の国家と祭儀』、雄山閣出版、平成八年)など。

(3) ただし、「准」じるとあるように、従八位の官職に准じた扱いを受けるということであり、「氣比神宮司」が完全に官人化したかどうかについては、若干の疑問が残る。しかしながら、「氣比神宮司」に律令制を適応させようとする朝廷の意図はうかがえよう。

(4) 野村忠夫「律令官人制の研究 増訂版」(吉川弘文館、昭和四十二年)。

「考」の問題は実に複雑難解であるが、ここでの考は、野村氏が「律令用語としての「考限」が、「成選に必要な考の年数」を示す用語であったと推定して大過ないのではなからうか。」とした論に従いたい。

(5) この国司の発言力の強化は、もともとそれを朝廷が意図していたわ

けではない。①官符を見れば分かるように、官吏が「符旨」に背くことを問題視しているのであり、国司の発言力の強化は、その結果であると言えるだろう。つまり、①官符だけでは、「神主」に対する国司の権限を強化させるという朝廷の意図は読み取れないのである。

- (6) 神事と公務とを区別することは、延暦年間からの朝廷の方針であると考えられる。この問題は、拙稿「古代における「神事」と「公務」の区別」(『神道研究集録』16、平成十四年)に述べたので、ここでは詳しく触れない。

- (7) 神社修理の問題については、拙稿「古代の神社社殿管理の問題について」(『神道宗教』181、平成十三年)で、弘仁三年に出された官符が、大和国においては、僅か十年で無理が生じたことまで述べた。

- (8) 氏神祭祀と律令祭祀との並存については、拙稿「古代の官社と名神に関する一試考」(『國學院大學大學院紀要』32、平成十三年)で述べた。

- (9) 拙稿、前掲註(8)。

- (10) 『類聚三代格』弘仁十二年八月二十二日官符「応_レ令_ニ伊勢大神宮司檢_ニ納神郡田租_一事」。

- (11) ただし、「神宮司」は、神封の発言力において国司に匹敵するが、【史料4-4】によれば、神封を管理する責任はあくまで国司にあったと考えられる。神税は普通の庫(公庫)と神庫に区別されて納められているだけなのである。「神宮司」に神封の管理が委ねられるのは伊勢太神宮だけであり、これは特殊な事例である。

しかしながら、【史料註-4】所載の斉衡三年四月七日官符では、「封物」の「出納」を、「氣比神宮司」と氣比神宮寺別当とが「相共」に「勘知」している。

【史料註-4】
太政官符

応_レ令_ニ停止_ニ分_ニ神封郷_一寄_ニ神宮寺_上事

右得_ニ神祇官解_一傳。坐_ニ越前國_一正_ニ二位_一勳_一等氣比大神宮司中臣清貞解傳。檢_ニ旧例_一。太政官去_ニ齊衡三年四月七日_下、國符傳。寺別当_ニ神宮司_一共_レ勘_ニ知封物出納_一考。自_レ以降相共勘知。先納_ニ神宮_一。後分_ニ寺家_一。是宮司之處分非_ニ國宰之所_レ行。(中略)

寛平五年十二月廿九日(『類聚三代格』)

封物を先に神宮に納め、その後で神宮寺に分けるのだが、それは「宮司」が処分することであり、国司の行うことではないとされている。この官符では、氣比神の神封に関して、国司の権限は全く見られないのである。今後の検討課題としたい。

- (12) 『続日本紀』天応元年四月戊申(二十日)条。

- (13) 『続日本紀』延暦三年十一月丁巳(二十日)条。

- (14) 賀茂祭において、国司の関与が見られることをして、朝廷と賀茂社との対立を示すとする研究があるが、それには疑問がある。国司の検査は、賀茂祭当日の混乱を鎮めようとするものであり、現在で言うならば、様々なイベントで、警察が警備をすることに当たると思われる。祭りを国司が検校する史料は、賀茂祭に特別に見られ、これをもって、朝廷と賀茂社との対立が存在したと考えられなくもない。しかしそれよりも、「騎射」が行われる賀茂祭を、人々が多く集まる特殊な祭りと呼べるのが妥当ではないだろうか。

- (15) 『類聚国史』「祝」天長元年四月甲午(十五日)条。『類聚国史』「祝」天長元四月乙未(十六日)条。

- (16) 六国史では、「非官社」という語句は存在しない。【史料6-6】には「官社」に対応する語として「未載公簿」という語句が記載されている。「非官社」よりも、「未載公簿社」「未官社」という語句が、本来、相当と思われるが、ここでは混乱を避けるため、とりあえず「非

「官社」を使用する。

- (17) 『類聚符宣抄』弘仁十二年七月二十日宣旨「応令異災國奉幣祈請所言国内名神事」。

(18) 当時の伊勢太神宮は、別格扱いを受けている。伊勢太神宮の問題については、別に考察せねばならないと思われるため、この分類には含まない。

- (19) 【史料6-6】では、官社・非官社を問わず神階を奉授されており、把握せねばならない神社は飛躍的に増加したと考えられる。

(20) (A)でも(B)でも、朝廷が直接使者を派遣して奉幣する場合があるが、その神社を選択する基準は、それほど明確でなかったように思う。臨時奉幣が繰り返し行われるうちに、以上のような性格が徐々に生じてきたと考えられる。

- (21) 表中の「在地・氏神祭祀」については、朝廷がその存在を認めるといふ程度のものであり、政策として関与する類のものでは無い。そのため、朝廷が目指す構造の中に「在地・氏神祭祀」を含めるのは妥当で無いと思えるが、朝廷は官社に対しても氏神祭祀の執行を促しており、祭祀の実態を示すために(表2)に含めた。

(22) 基本的にこれが賀茂祭であると考えられる。

- (23) 【史料6-2】所載の斉衡三年四月二日官符では、「白丁者不在此限」とあるが、これは白丁に把笏が許されないということであり、白丁の補任が許されないということではない。斉衡三年の時点では、祝部に白丁が補任されることが認められていた。白丁が祝部に補任されるのが禁止されるのは【史料註-5】によってである。

【史料註-5】

制。五畿七道諸神社祝部。停_レ補_二白丁_一。以_二八位已上及年六十已上人_一充_レ之。先_レ是置者。令_レ終_二其身_一。自今以後。立為_二恒例_一。(『日本三代天皇実録』貞観七年五月二十五日条)

これによれば、六十才以上であれば、無位でも補任が許されていたと思われる。【史料6-5】の傍線(15)で、「擬補課丁」を問題にしており、さらに傍線(16)で「擬年少」とあるように、六十才以上か未滿かの年齢にこだわっている。問題の論点は課役のことであったと考えられる。【史料註-5】は、制度上、祝部の官人化を意図したものはなく、「課役免除」を自称する人間を抑制する政策であったと考えられる。